

川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進を図るため、再生可能エネルギー機器等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー機器等 次号から第6号までに掲げるものをいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムをいう。
- (3) 太陽熱利用システム 太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムをいう。
- (4) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電池 繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時などに必要に応じて電気を活用することができるシステムをいう。
- (6) 電気自動車充給電設備（V2H） 電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で電気自動車等

と住宅とで電力を相互に供給するシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる者であって、第10条の報告書を提出する時点において、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市で課税された市税（国民健康保険税を含む。）のうち、納期限を過ぎた市税に未納がないことが確認できるものとする。

- (1) 自ら居住する住宅（市内に存するものに限る。次号及び第3号において同じ。）に次条第1項各号に規定する補助対象設備を設置する者
- (2) 自ら居住するための住宅の建築に併せ、当該住宅に次条第1項各号に規定する補助対象設備を設置する者
- (3) 次条第1項各号に規定する補助対象設備が設置された住宅を自ら居住するために取得する者

(補助対象設備)

第4条 補助対象設備は、別表に規定する補助要件を満たした次の各号に掲げるものとする。ただし、補助対象設備は、設置前又は前条第3号に掲げる者にあつては、当該住宅への入居前において使用に供されていないものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池
- (5) 電気自動車充給電設備（V2H）

2 国、県、市等が実施する他の補助金等の交付を受けた設備又は受けようとする設備については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、前条第1項各号に規定する

補助対象設備に応じ、それぞれ別表の補助金額の欄に掲げる金額又は補助対象設備ごとの補助対象経費の1/2のいずれか低い額の合計額とする。ただし、各補助対象設備の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。

- 2 補助金の交付は、前条第1項各号に規定する補助対象設備ごとに、同一の申請者及びその申請者と同一の世帯につき1回限りとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期間は、別に定める日から当該年度の1月末日(ただし、末日が休日の場合はその前日)までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し
- (2) 工事着手前の現況写真
- (3) 設置する場所の地図
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類の添付は、要しない。

(交付決定通知の様式等)

第7条 市長は、同時に複数の申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

- 2 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第7条第2項に規定する文書は、様式第3号のとおりとする。

(補助事業の着手時期)

第8条 様式第2号による通知を受けた日以後に、第3条第1号及び同条第2号に規定する者にあつては補助対象設備の設置工事に着手し、同条第3号に規定する者にあつては当該住宅の引渡しを受けなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、その理由その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条に規定する報告書は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (3) 申請者の世帯全員の住民票の写し（発行から3か月以内のものに限る。）
- (4) 申請者に市税の滞納がないことの証明書（発行から1か月以内のものに限る。）
- (5) 第4条第1項第1号の太陽光発電システムにあつては、太

陽電池モジュールの製造番号、出力特性を示す書類及び電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し

(6) 第4条第1項第2号の太陽熱利用システム及び第5号の電気自動車充給電設備（V2H）にあつては、当該補助対象設備の保証書の写し

(7) 第4条第1項第3号の家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、第4号の定置用リチウムイオン蓄電池及び第5号の電気自動車充給電設備（V2H）にあつては、設置場所がわかる図面

(8) その他市長が必要と認める書類  
（確定通知書）

第11条 規則第14条第1項の通知は、様式第5号によるものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、交付が決定した日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求め  
る者は、処分等を行う10日前までに様式第6号を市長に提出  
しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があつた場合には審査を  
行い、その結果を様式第7号により当該申請者に通知するもの  
とする。

（協力）

第13条 市長は、申請者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化  
対策に関する調査等について協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別  
に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### (旧要綱の廃止)

第2条 川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)及び川越市住宅用太陽熱利用機器設置事業補助金交付要綱(平成21年8月1日施行)については、廃止する。

### (補助対象者)

第3条 川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成9年告示第188号)、川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)及び川越市住宅用太陽熱利用機器設置事業補助金交付要綱(平成21年8月1日施行)において補助金の交付を受けた者は、本要綱第5条第2項の規定に該当するものとする。

### (財産処分の制限)

第4条 川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第8条(平成21年4月1日施行、平成22年4月1日改正)及び川越市住宅用太陽熱利用機器設置事業補助金交付要綱第8条(平成21年8月1日施行)に定める財産処分の制限に係る期間は、なお従前の例による。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求める者は、処分等を行う10日前までに本要綱様式第5号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を本要綱様式第6号により当該申請者に通知するものとする。

### (協力)

第5条 川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要

綱第9条（平成9年告示第188号）、川越市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第9条（平成21年4月1日施行）及び川越市住宅用太陽熱利用機器設置事業補助金交付要綱第9条（平成21年8月1日施行）に定める市長から設置者に求めることができる協力は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。

（施行期日）

第1項 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

	補助対象設備	補助要件	補助金額
(1)	太陽光発電システム	ア～ウの全てに該当するもの。 ア 低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであること。 イ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるものであること（全量売電は対象外）。 ウ 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値が4キロワット以上であること。	50,000円
(2)	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。	15,000円
(3)	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	市長が別に定める。	40,000円
(4)	定置用リチウムイオン蓄電池	市長が別に定める。	60,000円
(5)	電気自動車充給電設備（V2H）	市長が別に定める。	200,000円